

# 津市からの津商工会議所「令和4年度提案・要望書」回答

当会議所では、令和4年度の各部会・委員会等で意見を集約し、令和5年1月24日に開催しました「津市長ほか市幹部を囲む懇談会」において、津市へ「令和4年度提案・要望書」を提出いたしました。令和5年3月24日付けにより、同提案・要望書に対する回答がありましたので御報告いたします。

なお、提案・要望内容が少しでも実現するよう今後も活動してまいりますので、実現に向けて会員の皆様の御意見及び御提案等がございましたら、当会議所総務部総務課（TEL.059-228-9141）まで御連絡くださいますようお願いいたします。

## 1 デジタル化等DXの推進について

### (1) 中小企業・小規模事業者へのIT活用相談窓口の設置について

現在、中小企業・小規模事業者においては、人口減少・高齢化が進展する中、新型コロナウイルスの影響等もあって厳しい経営環境にあります。このような中、更なる事業の推進のためには、生産性を向上させることが必要不可欠であり、そのためにはDXの推進は大変重要であると考えます。

企業支援等委員会が会員事業所に対し実施した「企業のデジタル化等に関するアンケート調査」において、中小企業・小規模事業者のIT導入等の取組に係る現状は、「経理関係等」、「受発注」、「顧客管理」等による利用率が50%を超え、さらにITツールの利用率はコロナ禍以降高まってきています。

しかしながら、中小企業・小規模事業者がITを導入するにあたっては、「導入コスト」、「導入効果」、「セキュリティ面への対策」等の多くの課題が見受けられ、特にコスト面では多額の資金が必要となります。また、ITの導入を進める上で、途中で計画変更等が大変難しく、当初から費用対効果を十分に考慮しての実行が求められるところとなっています。

このことから、中小企業・小規模事業者がよりスムーズにITの導入を推進し、更に活用できるように、事業所の状況に寄り添ったアドバイスやサポートを行うIT活用相談窓口について設置されるよう要望します。

#### 《回答》

社会情勢の変化に伴い、企業にはDX

の推進による既存ビジネスの付加価値向上や、新規デジタルビジネスの創出が求められており、津市としても中小企業の動向を注視しているところですが、現時点では、IT化からDX化に向かう過渡期の状況にある企業も多い状況です。

このような中、IT活用の相談窓口については、津市ビジネスサポートセンターにも専門家の相談窓口があり、IT分野の相談がある場合には、本市の専門家の知見で対応できる範囲であれば対応し、専門家の知見を超える場合には、他の支援機関とも連携し、三重県産業支援センター等の窓口にお繋ぎしている状況です。専門家の相談窓口としては、貴会議所の専門家派遣事業をはじめ、三重DXセンター、三重県産業支援センターの三重県よろず支援拠点、中小機構中部本部にもIT関係の相談窓口が設置されていることから、こうした既存事業のより良い活用方法も含め、貴会議所と意見交換を行いながら、利用者のニーズを見極め、津市の支援策のあり方を検討してまいります。【商工観光部】

### (2) 中小企業・小規模事業者におけるIT導入のフォローアップのためのIT専門家派遣の拡充について

同アンケート調査において、中小企業・小規模事業者では、自社のIT人材の不足が多数を占めています。事業所によっては、事業主自らがITの担当になることやITに詳しい従業員がいないこともあることなど、事業所におけるITに関するスキルの差が歴然としています。

このような状況の下では、ITを導入した場合においても効果的な成果を得る

までには至らず、先行きに関しても行き詰まると考えられます。

このことから、ITを導入した事業所に対してフォローアップを行い、すべての中小企業・小規模事業者がいつでもITに関する知識が習得できるよう、ITに関する専門家派遣制度の拡充を図られるよう要望します。

#### 《回答》

I(1)と併せて、既存事業のより良い活用方法も含め、貴会議所と意見交換を行いながら、利用者のニーズを見極め、支援策のあり方を検討してまいります。

【商工観光部】

### (3) クラウドファンディングを活用した事業所への利用手数料等の支援について

近年、新たなサービスの構築や地域経済の活性化を図るため、クラウドファンディング（インターネット上で不特定多数の人に資金の提供を呼びかけ、サービスや商品の趣旨・個人の想いに賛同した人から資金を集める方法）を活用して事業を立て直し、さらに産業の振興に取り組む事業所が見受けられます。

事業所がクラウドファンディングを行う際には、クラウドファンディング運営事業者を活用し、効率的に資金を集めることが、一番簡易な方法で、特別なスキル等は必要としないところです。しかしながら、クラウドファンディングを利用しようとする事業所は、元来事業資金に余裕のある事業所ではないことが多く、同運営事業者に支払う利用手数料について、資金繰りに追われる事業所には難しいところでもあります。

このことから、クラウドファンディングを活用して事業に取り組む事業者に対して、同運営事業者に支払う利用手数料の一部に関し支援するための補助金の交付等の制度について、創設いただきますよう要望します。

#### 《回答》

クラウドファンディングは、資金調達的手段として手軽な側面がある一方で、利用手数料が高額になるという問題点もあると認識しています。中小企業者からクラウドファンディングに係る相談がある場合には、津市ビジネスサポートセンターでは、専門家の相談窓口において対

応することになると考えられますが、現在のところ、直接的な相談事例はなく、事業者のニーズは低い状況であることから、当面は、部内各課で中小企業者等のニーズを把握し、情報を共有を行った上で、他市の事例も参考にしながら、津市としてのあり方を調査研究してまいります。【商工観光部】

## 2 中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化について

### (1) エネルギー価格等高騰の影響を受けている中小企業・小規模事業者への経営向上の支援について

ロシアのウクライナ侵攻や急激な円安等によりエネルギー資源の高騰、資材等の価格上昇、供給不足等から事業活動に大きな影響を及ぼしています。

エネルギー価格等高騰の影響を過度に受けないためにも、中小企業等の省エネ化を後押しする必要があります。

つきましては、生産性向上にかかる省エネ投資に対する補助金制度の創設について要望します。

#### 《回答》

省エネ化に係る投資への支援として、津市では、中小企業振興事業補助金（生産性向上設備支援事業）により、補助率3分の2、上限100万円の範囲内で補助する制度がありますので、この制度をご活用いただくことや、その他、国・県の補助制度でも省エネの取組に活用できる補助制度もありますので、こうした制度もご活用ください。

なお、エネルギー価格の高騰については、令和4年度において、原油価格の高騰などにより大きく影響を受けた事業者に対し、小規模企業者原油価格高騰対策事業継続支援金（R4.7-R4.11）として支援金を交付させていただき事業を行っており、610件の事業者に対し、合計4,775万円の支援金を交付いたしました。また、令和4年12月9日から令和5年2月15日まで、中小企業エネルギー価格高騰対策事業継続支援金（R4.12-R5.2）を実施し、現在も受付をさせていただいているところです。

【商工観光部】

### (2) 中小企業・小規模事業者の資金繰り等への支援について

三重県新型コロナウイルス感染症対応資金（金利、保証料負担が0となる融資）にあつては、据置した事業者からの返済が始まっており、令和5年度には同資金の約5割程度の返済が開始されようとしています。

同資金の後継融資制度（借換）である国の制度である伴走支援型特別保証は、三重県が保証料の負担を行うなど中小企業等の調達コストの軽減を図っているところではありますが、同資金と比較すると、金利負担や本制度利用後5年間四半期ごとに借入先金融機関に経営行動計画書の改善目標の進捗状況の報告義務が課されており、中小企業・小規模事業者の資金調達にかかる負担の増加にもつながっています。

つきましては、同保証制度の金利の負担軽減を図るための補助金制度の創設及び国・県に対し進捗状況の報告義務等の簡略化を働きかけるよう要望します。

#### 《回答》

三重県新型コロナウイルス感染症対応資金の後継の融資制度として伴走支援型特別保証制度が創設されたことで、経営の維持や立て直しを図る事業者が、これを活用し事業に取り組める環境が整えられた事は、多くの事業者に評価されていることと認識しています。

当該制度では、国・県からの保証料補助により保証料率が年率0%となることや、最大5年間、元本の支払いが据え置かれる制度となっていることもあり、金利に対する補助制度を設けることについては、他の制度とのバランス等も考慮し、三重県とも連携しながら津市として

のあり方を検討をしてみたいと考えております。また、経営行動計画書の改善目標の進捗状況の報告につきましては、この制度が公費を活用した融資制度であることもあり、一定の進捗管理が求められることについては、融資を利用する皆様にご理解をいただかなければならないところもあると考えておりますが、ご要望をいただいた進捗状況の報告義務の簡略化については、三重県とも共有してまいります。【商工観光部】

### (3) 公共工事発注に係る平準化の推進について

近年、国土交通省では、施工時期の平準化に関する取り組みを地方自治体に推進しており、津市におかれましても平準化が進められていますが、さらに国・県・市が連携して公共工事発注の平準化のために、通年施工の確保を推進していただくよう要望します。

#### 《回答》

施工時期の平準化につきましては、総務省及び国土交通省に同調し、当市におきましても、平準化に対し活用可能な手法につきましては活用していくよう努めております。

工事の平準化につきましては、債務負担行為を活用し、年度をまたぐ工期を設定して、施工時期の平準化に取り組んでおり、令和6年度には、国が目標としている平準化率0.8以上となるよう進めております。

令和4年度では平準化実績見込みが0.95と国の目標値を超える状況となっており、令和5年度以降につきましても同様に施工時期の平準化、切れ目のない発注に取り組んでまいります。【建設部】

上下水道事業局では平準化の取組として、早期発注に努めています。令和4年度の発注件数112件のうち、4月の公告分として20件の工事発注を行いました。

また、事業の進捗を図るため継続費を設定し、工事閑散時期といわれる4月～6月も、途切れることなく工事を実施し、令和4年度の継続費として13件の事業を実施しました。

今後も引き続き、これらの取組を確実にに行い、工事の平準化に取り組んでまいります。  
【上下水道事業局】

#### (4) 市内卸売業者等への優先発注について

卸売業にあつては、調達販売機能、在庫調整機能、物流機能、情報伝達機能、金融機能及び危険負担機能等を有し、特に調達販売機能、在庫調整機能及び物流機能は、流通の効率化に大きく貢献し、社会的なコスト削減に大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、長引く新型コロナの影響、昨今の原油価格・物価高騰及び歴史的円安により大きな打撃を受けており、各事業の維持・継続等に必死になって取り組んでおりますが、状況は今後一層厳しくなることが予想されます。

津市においては、先ず津市内の本店業者から調達することを内容とした「津市物品購入等契約基準」を平成22年に定められ、物品の購入等については、市内本店業者を第1順位、市内支店等業者を第2順位、市外県内業者を第3順位及び県外業者を第4順位とし、業務委託については、平成26年6月1日から市内本店業者を第1順位として選定いただいております。また同基準等に基づいて発注後業務が適正に行われるよう、内部の契約事務担当者に対し説明会を開催されるなど、努められておられますことに敬意を表します。

つきましては、引き続き物品の購入等や業務委託に関し「津市物品購入等契約基準」に則して市内卸売業者等へ優先して発注いただくとともに、従来以上に受注機会を確保されるよう要望します。

#### 《回答》

市内業者への優先発注等につきまして

は、津市物品購入等契約基準に基づき、これまでも、物品等の購入については、市内本店業者を第1順位、市内支店等業者を第2順位、県内業者を第3順位、県外業者を第4順位とし、予定価格に応じて定められた選定業者数を満たすまで市内本店業者から順に業者を選定しています。また、業務委託については、予定価格の上限を設けた上で、平成26年6月1日から建築物清掃、屋外清掃、警備（機械警備を除く。）及び人材派遣、平成30年6月1日から建築設備清掃及び貯水槽清掃、令和4年6月1日から保守点検業務を対象業種として市内本店業者を第1順位とし選定しており、その運用状況を検証しながら予定価格の上限の段階的な引き上げや対象業種の拡大を行い、市内本店業者の受注機会がより確保できるよう取り組んでまいりました。

また、市内本店事業者の活用促進及び市民の雇用機会の確保等に向けて、平成27年4月1日以降に契約を締結する案件から、受注者への協力の依頼として、配慮依頼事項を定め、下請契約における市内業者の活用や市内業者からの資材や原材料の調達及び地元生産品の使用等についての促進に努めています。

今後につきましても、市内本店業者の重要性を認識の上、引き続き、同基準等に基づいて適正な発注が行われるよう内部の契約事務担当者に向けた説明会等において、改めて周知、徹底してまいります。  
【総務部】

#### (5) 公共工事に関する最低制限価格・入札制度の改正について

令和3年度の津市への提言・提案において、津市の公共事業の入札に係る最低制限価格の算定式を、最新のモデルと同等以上となるよう改定していただくよう要望し、6月には津市より最低制限価格の設定範囲の改定及び増減調整等の廃止を発令していただき、ありがとうございました。

しかしながら、津市では最低制限価格の算定係数が、2017年モデルを採用しており、令和4年8月10日の建通新聞において、2017年モデル採用の政令指定都市・県庁所在市は、津市のみであるとの報道がなされています。建設企業が父

ンピング対策の徹底と推進、また公共事業の円滑な施工と品質確保に取り組みめるよう他の地方公共団体にならい、最低制限価格の算定係数を最新モデルと同等以上になるよう改正していただきたく、再度要望いたします。

#### 《回答》

最低制限価格については、令和4年6月1日以降公告分から、品質の確保の充実に努めるとともに、より実効あるダンピング対策を目的に、本市の最低制限価格の算式を中央公共工事契約制度運用連絡協議会（以下「公契連」という。）の示す低入札価格調査基準価格の平成31年モデル準用に見直し、増減調整を廃止しました。

最新（令和4年）の公契連モデルでは、工事の最低制限価格の算定方法のうち、一般管理費の算入率を55%から68%に引き上げていますが、本市におきましては、現在のところ、工事の履行や工事成績において特に悪い結果が増える傾向はないため、算入率を据え置いています。

今後につきましても、入札結果や工事の履行状況等を注視し、必要に応じて制度の改善について検討してまいります。

【総務部】



### 3 雇用の促進及び働き方改革の推進について

#### (1) WEB等を活用した新卒者採用に係る支援について

大学生の令和4年度実施の採用試験による新卒者採用（令和5年4月入社）に関しては、個々の企業の会社説明会や合同説明会が、新型コロナの影響により、従来どおりの開催からWEB等を活用した採用活動として実施されています。

当会議所にあっても、県内外の学生に対し、地元企業への就職の意欲の促進を図るため、毎年度実施している市内企業等との就職活動開始前の「業界・おしごと研究LIVE in TSU」や「就活フェア（合同就職説明会）」に代えて、インターネットを活用した「就活準備サポート～企業・業界研究@津商工会議所～」や「WEB版就活フェア」を実施しています。しかしながら、中小企業・小規模事業者にとっては、使い方が分からない、インターネットに精通した人材がいない、求人ポータルサイトへの掲載に係る費用の負担が大きいなどの声が聞かれ、WEB等を活用した情報の発信は、遅れている状況にあります。

つきましては、中小企業・小規模事業者がWEB上での合同就職説明会への参加を始め、その他の採用活動等に積極的に取り組めるよう、当該費用に係る助成やWEB等を活用するための指導・助言に係る支援を要望します。

#### 《回答》

求人ポータルサイトへの掲載に係る費用についての直接的な補助制度はありませんが、中小企業振興事業補助金（人材育成支援事業）において、事業者の従業員がIT研修会等に参加された場合に、2分の1の補助率で上限10万円の補助金が交付される制度がありますので、ご活用ください。

この他、市内の企業と高校生や大学の工学系の学生を繋げる「高校生向け企業セミナー」や「津地域企業魅力発見ツアー」なども実施しておりますので、適宜ご活用ください。 【商工観光部】

#### (2) U・I・Jターン奨励金制度の継続及び県外でのPRの推進について

若者を中心に大都市圏への人口流出が更に進む中、津市においては、地元地域へ呼び戻すべく、「津市ふるさと就職活動応援奨励金制度」や「津市ふるさと就職新生活応援奨励金制度」などを実施され、U・I・Jターンの促進等を図られています。当会議所にあっても、WEB上での地元企業の紹介等の実施を始め、津市によるこれらの奨励金制度をホームページ等で周知するなど、U・I・Jターンに係る事業について積極的に取り組んでいます。このことから、当該奨励金制度について、令和5年度においても引き続き実施されるよう要望します。

また、三重県は、県内企業への就職促進については人口減対策の一つとして重要視されており、「みえのオンライン合説」にあっては、企業紹介だけでなく「適職診断」を行うなど、若者に関心いただくよう工夫しながら事業を実施されています。

津市は、三重テラスにおいて津市をPRするコーナー「つ데이」を設けられ、令和4年度にあっても津市の魅力を発信されていますが、このような場を活用して、U・I・Jターンに係る合同説明会、奨励金制度のPRなどを実施し、津市の魅力及び企業の魅力の更なる発信を行うなど、県外でのPRについて積極的に実施されるよう要望します。

#### 《回答》

令和5年度においても、市外に居所を構え、市内企業等への就職をきっかけに津市へ移住する方に引越越しに係る費用として一律5万円交付する「ふるさと就職新生活応援奨励金」、県外から市内企業等へ就職活動を行った方に対し、交通費として交付する「ふるさと就職活動応援奨励金」を予算提案しており、継続して本市への定住促進、人口増加により、市内企業等の経済活性化に繋がるよう取り組んでまいります。

この3年はコロナ禍ということもあり、職員が県外へ出向いての奨励金制度

のPR活動を控え、HPによる情報発信、東京事務所連携のもと三重テラスにおける「つ데이」での、制度案内のチラシ設置を継続して行っています。

ウィズコロナへ移行していく時勢に伴い、令和5年度以降は、近隣他府県はもとより関東圏においても本市への移住に関心が高まるよう積極的に奨励金制度のPR活動に取り組んでまいります。

【商工観光部】

#### (3) 建設業の労働力確保及び働き方改革に係る週休2日制の推進等労働環境の改善に向けた支援について

建設業界では、慢性的な人手不足が続いている中、次世代の担い手の確保は喫緊の課題となっています。令和6年に施行される労働基準法の改正（時間外労働の上限規制）に向けて、未だに長時間労働が解消されていません。

労働時間を削減してワークライフバランスを向上させることは、若者の就職希望者を増やす手段の一つであるとの考えから、週休2日制の実現に向けた「適正な工期設定」等、行政からの労働環境の改善に向けた協力を要望します。

さらに、公共工事設計労務単価の引き上げの実施についても、建設業における将来の担い手の確保・育成に向け、週休2日制の普及・定着や社会保険加入の促進などの労働環境の改善にも大いにプラスとなることから、公共工事設計労務単価の更なる引き上げについて国への働きかけを要望します。

#### 《回答》

本市発注工事においては、現場施工に必要な期間や準備、後片付け期間、雨天等による不稼働期間等に加え、工事従事者の週休2日の確保に必要な期間を考慮し、工期を設定しています。また、平成30年度からは、週休2日の確保を促進するため、現場施工期間において週休2日を達成した場合に工事費を増額する週休2日モデル工事の発注をしており、今後につきましても、適正な工期を設定するとともに週休2日モデル工事の発注件

数の拡大を含め、工事従事者の労働環境の改善につながる施策を実施してまいります。【総務部】

公共工事設計労務単価の引き上げについては、公共工事設計労務単価は公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、定められた基準を準拠しています。また、公共工事設計労務単価を機動的に見直すことができるよう措置を講じており、今後につきましても、社会保険加入の促進などの労働環境の改善に向け、常に最新基準を適用することを徹底してまいります。【政策財務部】

#### (4) 建設業の労働力確保及び働き方改革に係る継続的な契約発注について

令和3年度の津市への提言・提案において、現在の建設業界が置かれている状況を説明し、働き方改革を実現する上で、の要因となり得る、公共事業の継続発注について要望を行ったところ、令和4年度の津市政のテーマ「夢を語り、挑む都市づくり」の政策テーマの一つであるインフラ整備推進戦略として、津興橋の架け替えや大谷踏切の拡幅、さらには将来に向けた大門・丸之内地区や津駅周辺におけるまちづくりの未来図作成について回答を頂きました。また、社会資本整備の実施及び担い手の確保・育成の観点から、安定的・持続的な公共投資の確保の

ための予算付けについて要望したところ、「津市ふるさと就職活動応援支援金」、「津市移住支援補助金」等の補助金の実施について回答を頂きました。本件の要望にあつては、安定的・持続的な公共投資における予算付けについて要望したものであることから、改めて要望します。

#### 《回答》

建設業を取り巻く環境につきましては、担い手の確保に向けた就労環境などの魅力の向上や安定経営に対する取組が必要といった現状にあると認識しております。建設業の環境改善に効果を上げるべく、工事発注にあたっては週休二日制対象工事の拡大や施工時期の平準化について、引き続き取り組んでまいります。

【建設部】

## 4 観光の振興その他地域の活性化の推進について

### (1) SNS等を活用した観光振興のPR強化について

近年、若者を中心にSNSを活用した情報収集が主流となっていることから、津市の観光に係る情報をSNSで発信することは、観光振興の手段の1つとして肝要であります。しかしながら、観光文化集客委員会が津市内の高校・大学生を対象に実施した「津市の観光に関する学生意識調査」において、観光資源に対するPR方法及びPR不足について多数の指摘が寄せられており、主に、「津市に観光スポットがあるイメージがあまりない」、「若者向けの観光資源が少ない」、「津と言われて観光名所など、思いつきません」、等の回答が多く、若者へ津市の魅力ある観光資源等の発信や情報が届いていないことが伺えます。

津市においては、ホームページやFacebook等での情報発信及び観光関係団体と連携した情報発信を推進されていますが、閲覧数等からも情報発信力の不足であるのが現状であります。

また、SNSにあつては、年代別で活用されているものは様々で、10代では「Tik Tok」・「Instagram」、20代では「Twitter」・「Instagram」、30代以上では「Facebook」の活用が多い傾向が見られ、「LINE」や「YouTube」な

どは全年齢で利用率が高い状況であることから、各種SNS毎の属性に沿ったPR戦略が求められます。

このことから、SNS等のコンテンツの更なる拡充及び年代や性別等のターゲットを明確化した情報発信の充実を要望します。

#### 《回答》

観光をする際の情報収集に関して、これまでは雑誌やテレビ、WEB等が大きな情報源となっていました。近年、特に若者の間ではSNSが情報源の主流となることが多くなってきました。

津市においてもホームページや新聞雑誌・広告等の各種メディア、パンフレット、ポスター等による情報発信に加えて、津市観光協会に業務委託を行っている「Twitter」や「Instagram」、「Facebook」等、SNSによる観光に係る情報発信にも力を入れているところです。

また、イベント開催時には、主催団体と連携を図りながら、SNSを通じた情報発信にも取り組んでいます。例えば今年度の津花火大会においては、「YouTube」でのライブ配信を行い、男女問わず幅広い年齢の方にご視聴いただき、好評を博すとともに、「Instagram」も開設して、事前に新型

コロナウイルス感染症の対策や、当日の交通規制等について積極的な情報発信を行いました。

今後も観光協会と連携しながら、現在運用を行っているSNSに関して更なる内容の拡充を図るとともに、年代や性別等のターゲットを明確にした発信やSNSにおける情報発信力があるインフルエンサーや著名人との企画等、発信手法も検討し、より多くの方へ津市の魅力を届けてまいります。【商工観光部】

### (2) 観光戦略計画の策定及び推進について

同学生意識調査において、津市には魅力的な観光資源があるという意見が寄せられる一方、津市に観光のイメージが結びつかない等の意見も多数寄せられました。

津市総合計画の第2次基本計画の観光の振興では、歴史・文化、自然、温泉などの資源を有機的につないだ観光コースや体験型観光など、多彩な資源活用を始め関係団体や民間事業者と観光分野における連携の取り組みなどが明記されていますが、新型コロナの影響で各種イベント等が開催されないなどにより進展していない状況にあります。

また、津市においては、観光戦略に特

化した計画等は策定されておらず、ウィズコロナ時代の観光を取り巻く環境の変化への順応や時代のニーズ等に対応することは、観光振興において欠かせないものであると考えられます。

つきましては、新たな観光資源の発掘及び観光産業等の再生のため、津市の観光戦略として核となる物や場所・歴史的な背景等を定め、時代に即した観光戦略計画の策定及び推進について要望します。

#### 《回答》

過去には「津市観光振興ビジョン」（計画期間は平成20年度から平成29年度までの10年間）を策定しましたが、その後は津市総合計画において観光振興の推進を図っております。

また、地方創生に向けた「第2期津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、施策目標とする「人々が行き交う津づくり」において「外国人も含めた観光客増加に向けた取組の促進」、「MICEの誘致活動の促進」を具体的な施策に掲げ、それらの「重要業績評価指標（KPI）」を定め、毎年その評価を行い、課題や今後の方針を示すことで目標達成に向け取り組んでいます。

まずは、これらの目標達成を進めるとともに、その検証をする中で、新たな観光資源の発掘や観光産業等の再生への取組を引き続き行ってまいります。

【商工観光部】

### (3) 津まつり等のイベント開催時におけるトイレの充実及び美化(清掃)の推進について

津まつりや津花火大会等は、市内外から多数の来場者でにぎわう津市の一大イベントであり、津市を知っていただく絶好の観光PRであります。

当会議所にあっても、まつり開催期間中の来場者及び観光客へのサービスの充実を図ることを目的に、独自にトイレ・休憩スペースの協力事業所・店舗の募集等を行うなど、津市の観光のイメージアップに努めています。

しかしながら、同学生意識調査においては、津まつりに限らず各イベントにおいてトイレの不足やゴミの不法投棄など

について多数の声が寄せられるなど、トイレ等の設備が充実している環境とは言い難く、またゴミの不法投棄等も問題となっております。

さらに、コロナ禍におきましては、人と人の接触をできるだけ減らし、感染症の拡大防止に努める観点から、設備の清掃の頻度（回数）を高め、来場者や観光客の利便性の向上等を図ることも肝要であると考えられます。

つきましては、イベント開催時におけるトイレの設置数の増加及び美化（清掃）の推進について要望します。

#### 《回答》

イベント開催時におけるトイレの使用は、既存トイレの利用又は仮設トイレの設置により対応していますが、イベントの開催場所によっては既存トイレの数が限られており、どうしても仮設トイレでの対応を行わざるを得ません。

しかし、仮設トイレの設置は、設置する場所の地権者に許可を要することや、周辺の臭い、衛生上の観点から利用を控える方がおられるなどの課題も多くあります。

そのため、イベントの主催者には、仮設トイレを効率的に利用できる方法等、それぞれのイベントに応じた対策を講じながら運営いただけるよう働きかけてまいります。津まつりのトイレにつきましては、貴会議所にもご協力をいただいているところでありますが、仮設トイレの課題を補うためにも今後さらなるご協力をお願いいたします。

また、会場美化については、清掃委託やボランティアの方に協力をいただくなど、積極的な清掃に努めるとともに、イベント会場から出るゴミの減量や持ち帰りを働きかけるなど環境美化に努めていただくようお願いしてまいります。

【商工観光部】

### (4) 津駅整備方針の具体化及び津駅周辺地域も含めた整備の取り組みの推進について

津駅の東口及び西口ロータリーは、タクシー及び送迎車両、さらにはバスも加わったの混雑から、これらの更なる拡大を図るなど、抜本的な整備が望まれている。

ます。

また、津駅に隣接する地下の東西の連絡通路は、同駅（改札口）には直結しておらず、昼間でも暗く、利用者も少ない地下通路となっており、防犯上の懸念や利便性に乏しい構造となっています。

こうした津駅及びその周辺の状況は、県都の玄関口として、相応しいとはいえ近年整備が進行中の桑名駅や今後整備が予定されている近鉄四日市駅等を勘案すると、住民及び利用者にとって、より利用しやすい駅及び周辺としての整備の必要性が求められます。

国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所、三重県及び津市においては、津駅周辺道路空間検討委員会を設置し、同委員会での意見を踏まえ、令和4年3月24日に「津駅周辺道路空間の整備方針」を策定され、また歩行者の賑わいや滞留機能の強化を検討するため、車線減少による自動車交通等への影響などの社会実験を行われ、今後は関係者と調整の上で具体化を図ると示されていますが、そのロードマップ（目標達成までの筋道）などは未定となっております。

津駅及びその周辺の整備に当たっては、津駅周辺の道路の整備だけでなく、核となる津駅を中心とした周辺地域も含めた一体的な整備が必要であります。津駅の利用者の動き等を分析し、東西を一体的に考慮した上で、利便性が飛躍的に向上することを念頭に、津市が先頭に立って、国や三重県とともに、企業・住民等の協力も得て、まちづくり計画や都市計画の中で、県庁所在地の玄関口に相応しい、津駅周辺全体の整備について着実に推進いただきますよう要望します。

#### 《回答》

令和3年度に国・県・市で設置した「津駅周辺道路空間検討委員会」において、津駅周辺空間を「みえ県都の顔となり、地域の活力を引き出し、災害にも強い空間」へと再生するため、令和4年3月に「津駅周辺道路空間の整備方針」を策定しました。当整備方針では、（1）公共交通の利便性の強化・災害時の対応の強化、（2）歩行者の賑わいや滞留の強化、（3）東西連携の強化、（4）駅周辺の回遊性の強化、の4つの方針を掲げました。

令和4年度は、当整備方針の具体化に向けて、将来を見据えた専門的な知見や地元意見等、幅広く意見聴取を行うことを目的として、「津駅周辺道路空間再編検討委員会」を設置し、整備方針の具体化に向けて様々な観点から検討及び協議を進めています。7月29日に第1回委員会を開催して以降、道路空間再編に向けて、10月19日から同月30日までの間、県道津停車場線における賑わいの社会実験を実施したほか、交通結節点の機能強化検討のため、課題・ニーズの把握のための利用者アンケート調査や、津駅西口における交通量調査等を実施し、これらの結果をもとに、2月20日の第2回委員会において協議がなされたところです。

今後は、これらの調査結果を踏まえ、交通拠点としての整備対象範囲の設定や、交通ターミナルの位置などの整備イメージの作成等により、交通拠点としての津駅周辺道路空間の整備方針の具体化に向けて、必要に応じて調査や検討を丁寧に行うなど、国・県・市が各々の役割を果たしながら、また、ともに連携しながら、津駅が県都の玄関口にふさわしい姿になるよう、事業化に向けた取組を進めてまいります。基本方針及び基本構想の策定に向けて取組を進めています。

【都市計画部】

## (5) 津球場、サオリーナ屋内プール等スポーツ施設の充実について

津市には、多種多様なスポーツ施設が多く存していますが、各種の競技等の基準から規模、設備において、その公認の規格・基準等を満たしていない施設が多く見受けられます。

例えば、津球場にあつては両翼91m、中堅119mと、プロ野球基準はもとより、公認野球規則の基準も満たさない状態であり、またサオリーナの屋内プールは25mの短水路のプールのみで、公認の水泳競技が開催できる50mの長水路のプールはなく、海浜公園陸上競技場にあつては、照明施設や計測器などの設備がないなど、規格に沿わない状態となっております。

多くの住民は、県都に相応しいスポー

ツ施設としての整備について望んでいることから、公式・公認大会、全国大会、国際大会などが開催できるようスポーツ施設の再整備や設備の充実について要望します。

### 【回答】

本市のスポーツ施設の整備については、これまでの施設整備の経過と、現下の社会情勢や財政状況の見通し、そして市民のニーズ等を踏まえ、令和4年12月に「津市スポーツ施設整備計画」を策定し、今後のスポーツ施設の在り方及び整備の方針を明らかにしました。

当該計画において、津球場公園内野球場は、県・市レベルの大会開催などを目的に活用し、今後は安全、安心な施設環境の維持のため、必要に応じた維持修繕を実施するとしています。当該球場は、プロ野球基準や公認野球規則において望ましいとされる基準を満たしてはませんが、現在全国高等学校野球選手権三重県大会等の公式戦の大会も開催されていますことから、施設規模拡大の計画はございません。

競技用の50mの長水路プールについては、久居中央スポーツ公園内プールがあり、市スポーツ協会主催の大会が開催されています。サオリーナ屋内プールについては、健康づくりを目的としたスポーツ活動の場として設置していますことから、今後は予防保全に取り組みながら、施設の機能維持を図ってまいります。

海浜公園内陸上競技場については、市レベルの陸上競技の大会や記録会が開催可能な公認陸上競技場として、また多目的なスポーツが実施できるフィールドを備えた施設として必要な整備を実施するとしており、各競技団体等の意見を踏まえながら施設改修を行ってまいります。

今後計画に基づき、市内スポーツ施設の維持、整備を進めてまいります。

【スポーツ文化振興部】

## (6) 観光バスの駐車場の整備について

津市は、京都・奈良・大阪・名古屋への交通アクセスがよく、中部国際空港を結ぶ高速船や高速道路のインターチェンジが近いなど大変利便性が良く、従前か

ら外国人観光客も含め、津市への滞在・宿泊客が多く来津されています。しかしながら、津なぎさまち・ホテル津センターパレス周辺には、観光バスの駐車場がなく、利便性に乏しい状況にあります。

今後のインバウンド需要や、MICEの誘致・開催、スポーツ大会の開催などを見込み、またちよこつと観光や各種のツーリズムの一助とするため、津なぎさまちやホテル津センターパレス前、津観音・津城跡・専修寺付近などに、観光バスの駐車や乗降ができる場所を整備されるよう要望します。

### 【回答】

観光バス駐車場については、現在本市が管理しております「お城東観光バス駐車場」があり、津城址や中心市街地等への観光や市内ホテルへの宿泊などの際にご利用いただいております。

また、津市産業・スポーツセンターや三重県総合文化センター、専修寺等、観光バスが駐車可能な駐車場が整備されている状況でもあり、現時点では、観光バスの駐車場については、一定の確保がされていると認識していますが、駐車場の確保や乗降場所等については、今後の状況も注視してまいります。

【商工観光部】

## (7) MICEの誘致・開催の推進について

津市には、津市産業・スポーツセンター、津リージョンプラザ、津市センターパレスホール、津市アストプラザ及び久居アルスプラザのほか、三重県総合文化センターなどの施設があり、さらには海上アクセスを活用すれば、愛知国際展示場（中部空港島）が近接するなど、集客施設が充実しています。

ウィズコロナで徐々に歩みを早め、アフターコロナも意識する中で、インバウンドも再開されてきていることなどから、各種の関係機関や関係団体、さらには各種の宿泊施設等とも連携を強化され、MICEの誘致・開催に取り組んでいただくよう要望します。

## 《回答》

MICEの誘致については、これまで三重県と連携しながら積極的に取り組んできており、会場においては、津市の観光・物産PRブースを設置し、観光PRや物産品の販売を行うほか、津駅周辺の飲食店にご協力をいただきながら、特典クーポン付きのグルメマップを作成し、ご利用いただくなど、参加者に対するおもてなしとともに地域の活性化に取り組んでいるところです。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響により市内でのMICE開催の実績は1件しかありませんでしたが、ウィズコロナやアフターコロナが意識されてきたことにより、今年度は現時点で2回の学術大会が市内で開催されました。その際には、津市の観光PRブースを設置し、参加者に対して市内観光の案内を行いました。

MICEの誘致・開催については、高い経済効果・ビジネスチャンスやイノベーションの創出、都市のブランド力向上等、メリットは大きいことから、本市の施設面やアクセス面等、県都としての優位性をいかし、三重県等関係機関と連携しながら引き続き積極的に取り組んでまいります。【商工観光部】

## (8) 観光地における放置された宿泊施設等の撤去に係る支援について

今日、バブル崩壊等の影響で廃業等により放置された宿泊施設等の老朽化は重大な社会問題であります。津市においても観光地に使用されず放置された宿泊施設等が顕在し、景観破壊や治安の悪化が危惧されているところです。

観光庁は、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化の事業として、観光地の景観改善等に資する廃屋の撤去支援が示されていますが、撤去に係る費用も莫大であることから、津市においても、放置された宿泊施設等の撤去に係る補助制度の創設について要望します。

## 《回答》

バブル崩壊等による影響で廃業を余儀なくされ、放置された宿泊施設等については、津市内においても見受けられ、景観上の問題のみならず治安の悪化や台風等による周辺への影響などが危惧されるだけでなく、そのような宿泊施設等は観光振興の観点から見ても、来訪者へ悪印象を与えるなど様々な影響が危惧されま

す。

一方で、「空家等対策の推進に関する特別措置法の基本指針においても「第一義的には空家等の所有者等が自らの責任により的確に対応することが前提である。」とあり、放置された宿泊施設等の所有者等（破産管財人含む。）に責任があると考えます。そのため、まずは所有者等による撤去等に向けた努力を促すことが肝要であり、本市においても「空家等対策計画」を定めており、所有者等に対して指導・助言を行っております。

また、観光庁が行っている、地域一体となった面的な観光地再生・高付加価値化の事業として、観光地の景観改善等に資する廃屋の撤去支援については、撤去後の跡地の観光目的での利活用を前提とした自治体等が作成する中長期的な観光地の再生・高付加価値化プラン（地域計画）に基づき支援されるものであります。現在、令和5年度の予算要求においては事項要求とされ、具体的な支援内容が示されておりません。国の動向を見ながら幅広い視点で観光振興に取り組んでまいります。【商工観光部】

## 5 国土強靱化、脱炭素社会実現の推進について

### (1) 国土強靱化に向けた予防災害工事の継続的な発注及び建設業者の災害活動に係るPRについて

国土強靱化では、これまで大規模水害の対応や予防災害工事を中心に予算が確保されている状況ですが、今後の経済対策にあつては、物価高克服・経済再生実現のための取組が示されています。

同経済対策にも、防災・減災、国土強靱化の推進が明記されていますが、災害対応、特に予防災害工事は、国民の安心安全に不可欠なものと考えますので、継続的な発注を行っていただきますよう要望します。

また、地域の建設業者は災害時において巡視業務、応急復旧活動等様々な活動を行っています。しかしながら、こうした取組は、マスコミ等において報道され

る機会もほとんどなく、建設業者に対する正しい理解がされていない状況にあります。

つきましては、地域の建設業者の災害貢献等について、行政が広く市民にPRしていただくよう要望します。

## 《回答》

国土強靱化に向けた取組として、道路インフラ施設の長寿命化を踏まえた舗装の老朽化対策を実施しているところであり、今後も引き続き安全性や信頼性などを確保した道路サービスを提供できるよう努めてまいります。【建設部】

### (2) グリーンインフラを取り入れた流域治水の推進について

いわゆる、流域治水関連法が令和3年11月1日から全面的に施行され、河川

の氾濫をできるだけ防ぐための対策や、被害対象を減少させるための対策等の必要性が規定されました。また、同関連法の成立に当たっては、その附帯決議（14項目）として、流域治水の取組においては、自然環境が有する多様な機能<sup>(※)</sup>を活かすグリーンインフラの考えを普及させることも示されました。

これに伴い、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能<sup>(※)</sup>を活用し、防災・減災を始め、国土強靱化、新たな生活様式や地域振興、SDGsへの貢献を含め、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるというグリーンインフラの考えや取組等を普及させる観点から、令和4年3月、三重県においては、「雲出川水系流域治水プロジェクト」として、遊水池の整備と一体となった多様な生物の生息・移動環境の保全等を目



的として、グリーンインフラに係る取組が示されるとともに、「津圏域二級水系流域治水プロジェクト」においては、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策などを主要施策と示されました。

このため、一級河川の雲出川を始め、二級河川の志登茂川、安濃川、岩田川などの水系においては、住宅、学校、企業、行政機関等も多いところでもあることから、グリーンインフラを取り入れた流域治水を視野に、河川に係る防災対策や流域全体における水災害の軽減等に係る流域治水対策を積極的に推進されるよう要望します。

※ 自然環境が有する多様な機能とは、雨水の貯留・浸透による防災・減災、生物の生息・生育の場の提供、水源かん養、水質浄化、土壌の創出・保全、農作物の生産、良好な景観形成及び植物の蒸発散機能を通じた気温上昇の抑制をいう。

#### 《回答》

雲出川外流域治水協議会により公表された雲出川水系流域治水プロジェクトにおいては、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラとして、農業用ため池の活用においては、台風の接近等が予想される場合にため池の貯留水を事前放流し、洪水時に雨水を貯め一時的に治水利用することで下流域の洪水被害の軽減を図る取組や、雨水の流出抑制のため、個人が雨水貯留タンクを設置する際の補助制度により雨水貯留の支援を行うことや、洪水時、治水利用のため堰板等で一時的に田んぼに水を貯め、下流域の洪水被害を軽減させる水田貯留、また、河川整備においては、生物の多様な生育環境の保全を図るため、河川改修や災害復旧工事においては環境に配慮したブロックを使用し、多自然川づくりを行うことなどを位置付けています。今後も、三重河川国道事務所、県と連携し流域治水を推進するとともに、二級水系におきましても三重県と連携し進めてまいります。【建設部】

### (3) 上下水道の早期改修・整備について

南海トラフ地震の今後30年内の発生確率は70～80%、今後40年では90%程度（令和4年1月現在）と南海トラフ地震発生の危機は刻々と高まっています。

また、近年はこれに加えて、線状降水帯による集中豪雨で、河川の氾濫や洪水、土砂災害の被害が全国的に頻繁に発生しています。

津市における下水道については、下水道管等に係る老朽化対策や地震対策はもとより、平成30年3月に策定された「津市雨水管理総合計画（令和元年度～令和10年度）」に関し、各所の排水能力の見直しや更なる向上を図るとともに、前倒しでの工事実施を検討し、より早急な対応を頂き、下水道整備率の向上を図り、河川の浚渫工事や堤防の強化など、従来の計画の見直しと早期実施を要望します。

また津市の上水道についても、上水道管や水道施設の老朽化対策や地震対策について、その進捗が遅延することのないよう、早期実現を目指し、実施いただくよう要望します。

#### 《回答》

津市が取り組んでいる浸水対策事業は、平成30年3月に作成した「津市雨水管理総合計画」に基づく下水道整備を進めており、令和3年度には10年間の事業費を100億円から140億円に拡大し下水道整備を促進しています。

下水道整備による市街地の浸水対策のほか、市単独事業で整備している河川の護岸整備などは、平成26年度からの6年間で約1億1,500万円ほどの予算であったものを、令和2年度から令和7年度の6年間で、緊急自然災害防止対策事業債を活用し、約12億3,000万円の予算で15河川の護岸整備、河道拡幅、8箇所の排水施設改修、10箇所の農業用ため池の調整池転用といった浸水対策を行っております。

また、河川等の維持管理として、平成27年度からの5年間で約4,100万円ほどの予算で河川浚渫を行っていましたが、令和2年度から令和6年度までの5年間

では、緊急浚渫推進事業債を活用し、約3億1,400万円の予算で23河川の計画的な河川浚渫にも取り組んでおります。

今後も流域全体で被害を防止、軽減する流域治水対策を進めてまいります。

#### 【建設部】

下水道事業については、令和3年度より大規模な事業となる半田川田・藤方第二排水区において、個別補助事業である『大規模雨水処理施設整備事業』が採択されたことにより「津市雨水管理総合計画」の計画期間10年間で総事業費約100億円から約140億円に増額し、事業の前倒しを行い浸水軽減効果を早期に発現できるように努めています。

下水道整備率の向上として、10年概成（令和8年度末、汚水処理人口普及率95%）に向けた取り組みとして「下水道整備推進重点化事業計画区域」（本市の主要駅である津駅周辺及び津駅西側における人口密集地310ha）を指定し、集中的に下水道整備を実施しています。

下水道施設に係る老朽化対策としては、「津市下水道ストックマネジメント計画」、耐震化につきましては、「津市下水道総合地震対策計画」に基づき計画的に実施しています。

水道事業については、津市国土強靱化地域計画において、大規模地震発生時による、長期間にわたる供給停止の対応方策として、浄水場や水道管の耐震化及び老朽施設更新事業も推進することとしています。第2次津市水道事業基本計画において、上水道管や水道施設の老朽施設の更新事業や耐震化事業を位置付けており、今後も基本計画に基づき事業を実施してまいります。【上下水道事業局】

### (4) 脱炭素社会の実現のため、次世代自動車の導入に対する補助制度等の創設について

二酸化炭素などの温室効果ガスの削減に向けての一環として、平成26年度から、次世代自動車の普及に係る電気自動車用充電スタンドや、水素ステーションの設置等について要望しています。

津市においては、令和4年8月19日、市域の約6割を占める森林が温室効果ガスの吸収に貢献し、市内の全消費電力量の5割以上を再生可能エネルギーで

賄えることから、このポテンシャルを活かし、「津市地域脱炭素宣言」を行われました。地球温暖化対策を地域の課題解決の機会とも捉え、2050年までの温室効果ガス排出実質ゼロの達成に挑むこととされました。

また、政府としては、2050年カーボンニュートラルや2030年度46%排出削減目標の達成に向け、再生可能エネルギーの最大限の導入などを掲げ、成長戦略の柱の一つとしているところです。

つきましては、地域の脱炭素の更なる具体化・加速化を進めていく中で、次世代自動車である電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車（FCV）を導入する事業者等に対して、その経費の一部を助成する等の補助制度の創設について引き続き要望します。

また、再生可能エネルギーを普及させるためにも、公共施設への再生可能エネルギーの導入等の取組みについて推進いただくよう要望します。

#### 【回答】

市域における二酸化炭素排出量のうち自動車の走行に伴うものは、数値が算定できる最新年度である平成28年度においては全体の約23%（市内自動車保有台数を基に算出。鉄道を含む運輸部門全体では約26%）を占めており、これは産業部門の34%に次ぐ排出割合であり、また民生家庭部門の19%、民生業務部門の17%を超える数値となっております。次世代自動車の普及は本市における脱炭素社会の実現に向けた有効な手段のひとつです。

本市は、令和4年8月19日に「津市

地域脱炭素宣言」を発表し、地球温暖化対策を地域の課題解決の機会とも捉え、地域の未来に責任を果たすべく、2050年までのカーボンニュートラルの実現を目指しています。

現在、市内の各所管担当で構成される「津市地域脱炭素推進のためのプロジェクトチーム」において、今後の津市の脱炭素化に向けて地域ポテンシャルを最大限活用できる具体的な取組について洗い出しを行っているところです。

御提案をいただきました、次世代自動車導入に係る補助金の創設や、公共施設への再生可能エネルギー導入等につきましても、具体的な取組のひとつとして、今後調査・研究を進めてまいります。

【環境部】

## 6 交通環境の整備について

### (1) 県道657号のJR神戸踏切の道路拡幅について

県道657号のJR神戸踏切は、道路幅が中心線から外側線までが2.75mで、5.5mしか踏切の道路幅が無く、歩行者道路と推定される部分が左右50cmずつあるものの、道路がくの字に切れ込んでいるため、朝夕のラッシュ時に歩行者と車両が通行すると、歩行者が線路の方へ追いやられる事もあり非常に危険な踏切です。

またこの道路は、市内を東西に結ぶ主要な幹線道路の一つであり、交通量も多く緊急道路としての役割においても、大変重要な道路であると考えます。

つきましては、JR神戸踏切付近の道路拡張について要望します。

#### 【回答】

踏切の交通量や事故発生状況等の客観的データに基づき、開かずの踏切、自動車・歩行者ボトルネック踏切、通学路要対策踏切などの緊急に対策の検討が必要な踏切が国によって取りまとめられており、市内では7箇所が計上されていますが、法指定され事業が進められているのはそのうちの2箇所のみとなっています。

当該踏切は緊急に対策の検討が必要な踏切とはされていませんが、通学時の子どもや歩行者の安全確保のため、緊急に対策の検討が必要な踏切への計上を含めて三重県に対して要望していきます。

【建設部】

### (2) 大谷踏切周辺の整備について

大谷踏切拡幅工事計画では、新橋桁の車道部の高さは3m以上とされており、高規格救急車や路線バスの通行が可能となる計画ですが、大型バスの種類によっては、高さが、路線バスが約3.1m前後、観光バス（ハイデッカー）は約3.5m前後が主流で、最大3.8m以内が規格となっています。路線バスだけではなく、主要な観光バスの規格に合わせた施工規模によって、大型バス等の安全な通行と利便性の更なる向上につながるよう要望します。

また、高架を西側に抜けた県道津関線の信号機のないT字路は、以前から地元信号機設置の要望があることから、信号機の適切な設置をされるよう要望します。

#### 【回答】

近鉄架道橋の桁下高については、高規

格救急車の通行が可能となる高さを確保できるよう設計を進めてきました。

近鉄架道橋の構造（桁厚等）が確定したことから、観光バス等の大型バスの通行はできませんが、一部の路線バスの通行が可能となりました。

また、近鉄架道橋を西側に抜けた県道津関線との交差点への信号機設置については、公安委員会や道路の管理者である三重県と協議を行っております。

【建設部】

### (3) 国道23号丸之内横断歩道橋の改修の推進について

丸之内交差点は、令和4年2月下旬に交差点の見直し事業として、信号機の撤去、中央分離帯開口部の閉塞、横断歩道の削除が行われ、国道23号の津警察署入口から三重会館前交差点の間の横断にあつては、丸之内横断歩道橋のみとなりました。当該歩道橋にあつては、立体横断施設技術基準（昭和53年建設省都市局長、道路局長通達）を満たさず、未だ傾斜路等の設置がないままの状態であり、障害者や自転車等の利用者にあつては、不便かつ不利益な状況にあります。

このため令和3年度に、誰もが安全かつ安心して横断できる横断歩道の移設の

要望の回答から、横断歩道橋付近への横断歩道の設置が困難であるならば、当該歩道橋の早期の改修について関係機関等へ図られるなど推進されるよう要望します。

#### 《回答》

丸之内交差点の横断歩道が撤去されたため、当該箇所を横断する手段は横断歩道橋のみとなっています。構造上の課題等はありませんが、すべての人が平等に利用できるような横断手段の検討について、当該地区のまちづくりも勘案しながら国と協議してまいります。【建設部】

### (4) 県道津芸濃大山田線の東古河交差点の安全対策について

津市における新都心軸として位置付けられている交流拠点である「津インターチェンジ周辺」と「津なぎさまち周辺」、都市拠点である「大門・丸之内、津新町周辺地区」を結ぶ重要な道路に存する同交差点にあつては、西方面からの右折車と東方面からの対向直進車が絶えず混在し、重大な交通事故や接触事故の発生する危険性が非常に高い状況となっています。当該道路においては、市民や来訪者の皆さんの安全の確保を図ることが最も重要であり、三重県とも連携をとられ、引き続き同交差点の安全対策等について早期に実現されるよう引き続き要望します。

#### 《回答》

道路管理者である三重県において、令和3年にはカメラが設置され、令和4年2月には高架西側に注意喚起の看板（「【信号マーク】交差点注意!!」）を設置していただきました。今後も利用状況等の経過観察を行い、必要に応じた対策を検討していただくとのことです。

【建設部】

### (5) 垂水交差点付近の渋滞緩和対策について

同交差点は、国道23号と県道114号線上浜高茶屋久居線とが斜めに交わる四差路交差点で、依然として、朝や夕方の通勤時間帯の渋滞は発生し、また深夜と

早朝にはトラック等、大型車両の交通量も大変多いため、事故等が起こりやすい危険な場所でもあります。渋滞緩和対策及び安全確保対策として、国道23号の根本的な改善を早期に実施できるよう、三重県等へ引き続き要望を願いたく要望します。

#### 《回答》

国道23号の根本的な交通渋滞解消等に向けて中勢バイパスの整備が進められており、令和5年度の中勢バイパス全線開通により、国道23号現道の渋滞状況が更に変化することが予想されます。

引き続き、国に対して中勢バイパスの早期4車線化を要望するとともに、国道23号現道の渋滞状況についても経過観察を行い、必要に応じた渋滞対策及び交通安全対策について関係機関と連携し国土交通省に対して要望してまいります。

【建設部】

### (6) 藤方交差点付近の渋滞緩和対策について

同交差点は、同時に当該市道を南進し、国道23号へ進入し右折する車両と、当該市道を北進（直進）する車両（対向車両）とが接触する危険性が非常に高く、大変危険な状況であり、また当該市道の南進した先には、商業施設等が多く交通量が多い道路でもあり、更に令和7年度には津興橋の架け替え工事が完成予定とされ、さらに交通量が増加することも予想されます。引き続き長期的な展望として用地買収も含めた右折レーンの設置等に係る対策を推進されるよう要望します。

#### 《回答》

藤方交差点において国道23号と交差する市道塔世橋南郊線は、津市の沿岸部に位置し南北を結ぶ交通量も多い重要な路線と認識しております。

当交差点における直進・右左折各レーンの配置につきましては、警察との協議においても車両の流れを鑑みた上では現配置が一番安全な状態であることを確認しているところです。今後の対応につきまして、必要に応じ、安全かつ円滑な交通環境が確保できるよう、関係機関と協

議し、長期的な展望として整理してまいります。【建設部】

### (7) 阿漕駅南側踏切（JR紀勢本線）に係る踏切遮断時間の緩和・改善について

JR紀勢本線の阿漕駅南側踏切については、道路管理者である三重県に対し継続して県政要望を行っておりますが、当該箇所の跨線橋化については、早期の事業化は困難である旨の回答をいただいております。しかしながら、同踏切は、津と久居を結ぶ幹線道路である県道776号線上にあり、朝夕の通勤時間帯などは国道23号大倉交差点付近から青谷付近まで上下線とも渋滞することから、三重県鉄道網整備促進期成同盟会とも連携して列車種別による踏切制御など踏切システム（遮断機）の高度化を推進されるほか、長期的視点においては、立体交差化等の対応についても図られるよう要望します。

#### 《回答》

これまでJR東海に対し、阿漕駅周辺における踏切の遮断時間の短縮を図ってもらうよう、三重県鉄道網整備促進期成同盟会を通じて、要望を行っており、今年度につきましても、令和5年1月12日に開催された要望・意見交換会において要望を行いました。今後につきましても、阿漕駅周辺の踏切の遮断時間の短縮に向けて、粘り強く要望を続けてまいります。【都市計画部】

当該踏切については、道路管理者である三重県に対し継続して跨道橋化の要望を行っており、令和4年度においては8月26日に三重県へ県政要望を行いました。当該箇所の跨線橋化については、早期の事業化は困難である旨回答をいただいております。

引き続き、三重県に対して要望してまいります。【建設部】

### (8) 中勢バイパスの渋滞緩和対策について

国道23号中勢バイパスについては、令和5年度には鈴鹿（安塚）工区（第4工区）が開通予定となりますが、大里窪

田町出口交差点や三重県運転免許センター東南の近鉄名古屋線上の高架部分などは、慢性的な渋滞が発生しています。

つきましては、大里窪田町出口交差点の部分立体化、近鉄名古屋線上の高架部分の橋梁工事に係る4車線化等、中勢バイパスの渋滞緩和対策の早期の推進について要望します。

#### 【回答】

道路管理者である国土交通省において、現在、交通安全対策として長岡宮ノ前交差点の部分4車線化、道路改築事業として大里窪田町出口交差点の立体化に向け事業着手を進めていただいているところです。

中勢バイパス全体の4車線化については、渋滞状況等を鑑みて必要な交通安全対策も併せて最も効果的な順番で整備を進めていただいているところですが、津市としても引き続き国土交通省に対して4車線化を要望してまいります。

なお、三重県運転免許センター東南の近鉄名古屋線上の高架部分（約0.5km）についての4車線化は未定です。

【建設部】

### 9) 市道等における交通標識等の整備について

道路における交通標識及び区画線等が見えづらくなっている箇所があります。つきましては、特に小学生の通学路等となっている箇所や、夜間、降雨時等に危険性が増すような箇所においては、重大

な交通事故等にもつながりかねないため、未然防止のためにも、優先順位を付けて、計画性をもって、また補修作業を実施された場合は公表するなど、見える形で、早急かつ重点的に補修作業等の安全対策を実施していただきますよう要望します。

#### 【回答】

横断歩道等交通規制標示に対する修繕要望の早期解決に向け、毎年度、県政要望等により交通安全施設整備費の十分な予算確保について働きかけを行っているところです。三重県におきましては、近年、事業費を増額していただいております。本年度の整備事業費は1,861,814,000円で、3年前と比較して約2.5倍となっております。これに伴い、警察が市内各箇所の横断歩道や一時停止等の塗り替えなどを、緊急性や優先度を勘案しながら大幅に実施していただきました。また、市民の皆様からの交通規制標示に関するご要望は、管轄警察署へ要望するとともに、例年2月に道路管理者等の関係機関が集まる「区画線及び規制標示に関する合同会議」において、塗り替えの必要箇所等の情報共有を図るとともに、未修繕箇所については管轄警察署への再要望を行っているところです。

特に通学路については、教育委員会事務局と連携した「津市通学路交通安全プログラム」により、津市PTA連合会を通じて各学校区から提出されたご要望を検討・実施し、その結果を津市ホームページで公開しております。

引き続き、関係機関と連携し、未修繕箇所の早期実施に向け取り組んでまいります。

【市民部】

市道については、特に交通量の多い幹線道路61路線について、表示が薄くなっている区間を令和元年度に現況を調査し、令和2年度から対象となった約88kmについて区画線の引き直しを順次行っており、令和4年10月末時点で約42.9kmの引き直しを完了しました。

また、生活道路において薄くなった箇所や教育委員会から要望のあった通学路での箇所についても実施しております。

令和4年度においては、約11.5kmの区画線の引き直しを行い、このうち通学路に係る区画線は約7.9kmの引き直しを行いました。

なお、公安委員会が行う規制表示や横断歩道などの区画線につきましては、平成28年度から、道路管理者及び警察等、関係機関が出席する「区画線及び規制標示に関する合同会議」を毎年2月に開催し、当該年度施工した箇所の確認及び次年度施工する箇所の確認を行い、効率的に区画線及び規制標示に係る塗り直しを行うための協議を行っています。

国道及び県道については、現状を確認、把握しつつ、全体の剥離度や交通量等に応じて、順次計画的に対応していただいております。

令和4年度は、国道は5箇所19.7kmについて対応していただいております。県道は令和5年1月から5月にかけて20箇所65.4kmを対応していただく予定です。

【建設部】

